

株主・投資家等との建設的な対話に関する基本方針

櫻島埠頭株式会社

当社は、建設的な対話を通じて、経営戦略や財務状況等を株主・投資家等（以下、株主等）に理解していただくことが、当社への信頼と正当な評価に繋がり、そのことによって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図られるとの認識のもと、以下の対話に関する基本方針を定める。

【株主等との対話】

代表取締役社長及びコーポレート担当役員は、株主等との対話全般について統括し、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で建設的な対話の実現に努める。株主等との実際の対話は、原則として社外取締役を含む取締役または監査役が面談等に臨むこととし、必要な場合は株主等と面談を行う者に指名された者が対話を補助するものとする。

【株主等の意見等のフィードバック】

代表取締役社長は、株主等の意見等が取締役会に対して適切にフィードバックされ、取締役会全体に共有されるよう努める。

取締役会は、株主等と面談を行った者に対して株主等との対話の詳細の説明を求めることができる。

【対話の手段の充実に係る取組み】

株主等との対話は、株主総会及び個別面談などを通じてその充実に努める。

【インサイダー情報の管理】

株主等との対話にあたっては、当社が定める「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」に基づき、重要な未公表の情報を特定の者に開示しないなど、インサイダー情報の管理に努める。

以 上